

都市計画運用指針（新旧対照表）

改 正（令和6年3月29日）	現 行
<p>I. ～III.（略）</p> <p>IV. 都市計画制度の運用の在り方</p> <p>IV-1 都市計画区域及びマスタープラン</p> <p>IV-1-1（略）</p> <p>IV-1-2（略）</p> <p>IV-1-3 立地適正化計画</p> <p>1. ～4.（略）</p> <p>5. 評価</p> <p>市町村は、立地適正化計画を作成した場合には、（中略）、必要に応じて、適切に立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うべきである。</p> <p>この際、立地適正化計画の必要性や妥当性を市民等の関係者に客観的かつ定量的に提示する観点からも、（中略）、目標値が達成された際に期待される効果についても定量化するなどの検討を行うことが望ましい。また、立地適正化計画の評価に当たり、当該目標値の達成状況や効果の発現状況等について適切に</p>	<p>I. ～III.（略）</p> <p>IV. 都市計画制度の運用の在り方</p> <p>IV-1 都市計画区域及びマスタープラン</p> <p>IV-1-1（略）</p> <p>IV-1-2（略）</p> <p>IV-1-3 立地適正化計画</p> <p>1. ～4.（略）</p> <p>5. 評価</p> <p>市町村は、立地適正化計画を作成した場合には、（中略）、必要に応じて、適切に立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うべきである。</p> <p>この際、立地適正化計画の必要性や妥当性を市民等の関係者に客観的かつ定量的に提示する観点からも、（中略）、目標値が達成された際に期待される効果についても定量化するなどの検討を行うことが望ましい。また、立地適正化計画の評価に当たり、当該目標値の達成状況や効果の発現状況等について適切に</p>

モニタリングしながら、分析及び評価することが望ましい。基本的な目標値としては、例えば居住誘導区域内の人口密度や公共交通利用者数等は積極的に位置付けるべきであり、地価や歩行量、財政状況など住民が実感しやすい目標についても設定することが有効である。

6. 他の計画との関係

①～⑩ (略)

⑪ バリアフリー

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)においては、市町村は旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について、施設と施設間経路を構成する道路等の一体的な整備を推進する観点から同法第二十四条の二第一項に規定する移動等円滑化の促進に関する方針(移動等円滑化促進方針)又は第二十五条第一項に規定する移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(基本構想)を作成するよう努めるものとされている。立地適正化計画の作成にあたっては、これらの計画との連携を図ることで面的・一体的なバリアフリー化が推進され、誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に有効であると考えら

モニタリングしながら、分析及び評価することが望ましい。基本的な目標値としては、例えば居住誘導区域内の人口密度や公共交通利用者数等は積極的に位置付けるべきであり、地価や歩行量など住民が実感しやすい目標についても設定することが有効である。

6. 他の計画との関係

①～⑩ (略)

れる。

なお、立地適正化計画と移動等円滑化促進方針・基本構
想の作成や見直しを同時期に行う場合など、可能な場合に
は、それらを一体の計画として作成することも考えられ
る。

7. (略)

IV-2 ~ IV-3 (略)

V. ~ VI. (略)

7. (略)

IV-2 ~ IV-3 (略)

V. ~ VI. (略)